

# 邑南町の空き家に関する助成制度をご紹介します



空き家の活用を検討している方



## 空き家バンク活用促進事業

(家財道具等処分・ハウスクリーニング・適正管理費用補助)

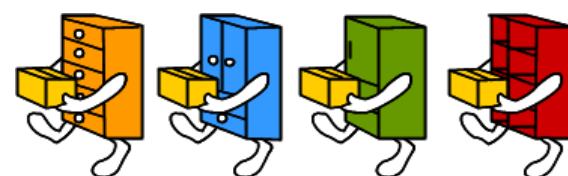
空き家バンクへの登録を促進するため、登録する際の

① 家財道具等の処分 ② ハウスクリーニング ③ 適正管理 を、業者に委託する費用  
(業者に支払った費用)の一部を助成します。

- 対象者： ① 空き家(一戸建て)の登録者  
② 2年以上 邑南町空き家バンクに登録する意思のある方  
③ 町税及び使用料等の滞納がない方  
※①～③すべての要件を満たす方

●補助額：(補助率は対象経費の50%)

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| ①家財道具等の処分        | 上限10万円(1回のみ) |
| ②ハウスクリーニング(宅内清掃) | 上限10万円(1回のみ) |
| ③適正管理(点検・草刈等)    | 上限12万円(年間)   |



- 条件：施工は町内事業者であること、着工前に申請すること等  
詳細についてはお早めにお問合せください(予算の範囲での受付となります)

## 空き家の跡地活用を検討している方

### ▶▶▶ 跡地活用のための空き家解体支援事業

跡地に1年以内に新築計画のある空き家を解体する方に対して、解体費用の一部を助成します。

- **対象空き家** : ① 空き家バンクに登録して1年を経過した建物  
② 昭和56年5月31日以前に着工された住宅・店舗等でおおむね年間を通じて使用実績のない建物(納屋等は除く)  
※ 空き家問題(空き家バンク利活用不能物件や老朽空き家放置)の解消が目的のため自宅の一部解体(例;倉庫を解体して子どもの家を新築等)は対象外です
- **対象者** : ① 解体する空き家の「建物」所有者(相続人の代表を含む)  
② 解体する空き家の「敷地」所有者(相続人の代表を含む)または利用者(借地等)で、空き家の建物所有者から解体の承諾を受けた者  
※ ただし、次の場合は対象外
  - ・ 町税の滞納がある場合
  - ・ 「邑南町民間賃貸住宅建設支援事業補助金」を受けている場合
  - ・ 「空き家バンク活用促進事業補助金」を受けて2年を経過していない場合
- **要件** : ① 解体後1年以内に新築住宅又は店舗等を町内事業者で建設すること  
② 申請年度内に解体工事が完了すること
- **補助額** : 上限100万円(補助率は対象経費の100%)
- **申請必要書類** :
  - ・ 空き家の登記事項証明書、公図
  - ・ 新築工事の工事請負契約書
  - ・ 新築建設資金の融資証明書/預金残高証明書
  - ・ その他、住民票等※登記が不十分な場合は 相続関係書類や同意書等が別途必要です

- **条件** : 工事は町内事業者で行うこと、着工前に申請すること等  
詳細についてはお早めにお問合せください(予算の範囲での受付となります)

【問合せ先】 地域みらい課 電話:0855-95-1117 IP電話:050-5207-3019